

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		申 告 状 況				課 税 状 況				
		相 続 人 の 数		金 額		相 続 人 の 数		金 額		
取 得 財 産 価 額	外	人	外	千円	外	人	外	千円		
		-		-		-				
		7,563		357,959,830		6,529		317,327,850		
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額				294		278		6,302,329		
債 務 控 除 額				4,346		3,706		15,495,056		
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額				873		829		3,235,345		
課 税 価 格				7,599		6,576		311,370,469		
相 続 税 額	算 出 税 額			6,976		6,536		45,171,367		
	2 割 加 算 額			811		811		498,567		
	計	実		6,976		6,536	実	45,669,933		
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税			277		263		201,989		
	配 偶 者			1,191		901		10,405,754		
	未 成 年 者			48		22		9,765		
	障 害 者			287		189		285,222		
	相 次 相 続			163		123		249,886		
	外 国 税 額			1		1		11,285		
	計	実		1,885		1,439	実	11,163,901		
差 引 税 額							5,681		34,506,032	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額							62		396,802	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額							-		-	
小 計							5,676		34,109,230	
農 地 等 納 税 猶 予 税 額							-		-	
株 式 等 納 税 猶 予 税 額							8		163,922	
山 林 納 税 猶 予 税 額							-		-	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額							5		9,429	
申 告 納 税 額	納 付 税 額							5,676		33,956,271
	還 付 税 額							18		20,391
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額										
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			3,036		144,283,700		2,452		114,900,000	

調査対象等： 「申告状況」は、平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成28年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減税法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 23 年 分	—	—	—	—	—
平成 24 年 分	—	—	—	—	—
平成 25 年 分	—	—	—	—	—
平成 26 年 分	—	—	—	—	—
平成 27 年 分	7,599	346,403,297	46,872,857	12,558,798	3,036

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 23 年 分	2,961	216,533,388	35,798,478	10,026,121	1,043
平成 24 年 分	2,910	188,439,007	25,811,871	6,790,312	1,043
平成 25 年 分	3,077	223,018,875	37,094,340	10,028,543	1,088
平成 26 年 分	3,427	227,285,951	33,653,028	8,094,602	1,207
平成 27 年 分	6,576	311,370,469	45,669,933	11,163,901	2,452

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
平成 23 年 分	2,545	24,697,995	17	35,515
平成 24 年 分	2,463	18,592,047	14	43,312
平成 25 年 分	2,608	26,555,391	21	40,666
平成 26 年 分	2,908	24,922,725	19	34,497
平成 27 年 分	5,676	33,956,271	18	20,391

(注) この表は、「(1) 課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	申 告 状 況			課 税 状 況			納 付 税 額		還 付 税 額	
	課 税 価 格		被相続人 の数	課 税 価 格		被相続人 の数	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
札 幌 中	58	2,599,926	27	49	2,352,039	22	39	225,990	1	3,214
札 幌 北	930	43,599,739	361	811	39,612,870	292	692	3,850,079	2	962
札 幌 南	1,012	47,911,827	412	863	43,161,406	334	744	4,719,493	1	408
札 幌 西	1,035	56,861,440	446	854	50,947,964	341	738	7,389,279	2	2,186
札 幌 東	640	29,855,949	253	561	26,768,467	203	472	3,086,489	3	2,354
函 館	624	29,316,918	226	530	26,623,159	177	476	3,450,344	1	1,217
小 樽	155	5,486,038	62	137	4,720,527	51	125	303,820	-	-
旭 川 中	218	8,798,390	87	192	7,888,092	72	175	602,991	-	-
旭 川 東	356	14,617,998	136	308	12,483,453	104	270	1,247,290	-	-
室 蘭	197	9,028,775	76	182	8,312,867	65	158	1,119,626	1	1,193
釧 路	221	8,944,393	95	193	8,020,330	79	164	566,986	-	-
帯 広	484	20,374,072	196	409	18,272,181	162	348	1,774,375	2	2,932
北 見	152	6,270,713	60	136	5,599,378	51	112	389,593	-	-
岩 見 沢	222	8,952,422	89	203	8,170,700	76	179	866,724	1	933
網 走	133	5,571,428	49	119	5,135,269	42	99	519,694	-	-
留 萌	50	2,158,398	21	49	2,101,481	20	42	160,118	-	-
苫 小 牧	253	10,777,343	101	203	9,171,738	73	173	982,412	1	47
稚 内	77	2,676,626	30	72	2,391,159	26	64	129,916	1	1,439
紋 別	81	3,568,087	30	79	3,389,262	28	69	260,464	-	-
名 寄	65	2,810,778	26	61	2,697,141	25	53	284,250	-	-
根 室	141	5,918,417	49	127	5,553,894	42	111	555,762	1	330
滝 川	113	4,276,868	45	98	3,909,810	37	83	334,724	-	-
深 川	39	1,836,477	18	38	1,786,739	17	32	98,928	-	-
富 良 野	50	2,160,257	21	44	1,821,068	17	35	93,027	1	3,176
八 雲	45	1,765,610	19	39	1,338,007	14	32	76,059	-	-
江 差	22	1,690,145	11	19	1,590,057	9	17	251,494	-	-
俱 知 安	79	2,431,427	33	66	2,001,530	26	55	110,613	-	-
余 市	22	687,668	9	21	641,026	8	19	25,774	-	-
浦 河	63	3,087,146	25	56	2,646,087	18	49	322,034	-	-
十 勝 池 田	62	2,368,022	23	57	2,262,768	21	51	157,925	-	-
合 計	7,599	346,403,297	3,036	6,576	311,370,469	2,452	5,676	33,956,271	18	20,391

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 6,576	千円 310,994,605	人 5,692	千円 33,916,305	人 2,452
	修正申告による増差額	49	564,713	101	61,702	46
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	40 △	188,849	52 △	21,737	22
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,576	311,370,469	実 5,676	33,956,271	実 2,452
過 年 分	申 告 額	134	4,953,939	116	287,966	56
	修正申告による増差額	622	7,669,577	795	1,763,559	337
	更正による増差額	3	941,488	8	327,407	2
	更正等による減差額	140 △	1,564,568	182 △	258,893	85
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 887	12,000,436	実 1,084	2,120,039	実 418
合 計	申 告 額	6,710	315,948,544	5,808	34,204,271	2,508
	修正申告による増差額	671	8,234,290	896	1,825,261	383
	更正による増差額	3	941,488	8	327,407	2
	更正等による減差額	180 △	1,753,417	234 △	280,630	107
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,463	323,370,905	実 6,760	36,076,309	実 2,870

調査対象等： 「本年分」は、平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成26年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成27年11月1日から平成28年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成25年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 6	千円 503	人 41	千円 3,515	人 -	千円 -
過 年 分	526	159,450	89	30,815	24	89,196
合 計	532	159,953	130	34,330	24	89,196

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課 税適用財産価額	うち暦年課税分 贈与財産価額	納 付 税 額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
5 千万円 以下	249	10,990,302	546,453	82,600	108,016	451
5 千万円 超	1,316	93,890,018	1,888,578	1,037,889	3,238,142	3,536
1 億円 "	581	78,849,635	845,479	1,063,268	6,103,796	1,822
2 億円 "	162	38,659,568	435,587	443,566	4,827,467	549
3 億円 "	86	32,210,830	779,918	269,170	5,317,679	313
5 億円 "	24	14,462,862	230,142	126,544	3,065,647	89
7 億円 "	18	15,386,760	473,658	39,718	3,679,587	68
10 億円 "	11	14,541,036	92,077	158,229	3,957,808	45
20 億円 "	5	12,003,594	959,974	12,200	3,618,164	17
30 億円 "	－	－	－	－	－	－
50 億円 "	－	－	－	－	－	－
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	2,452	310,994,605	6,251,868	3,233,185	33,916,305	6,890

調査対象等： 平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数											
	0 人のもの	1 人のもの	2 人のもの	3 人のもの	4 人のもの	5 人のもの	6 人のもの	7 人のもの	8 人のもの	9 人のもの	10 人のもの	10人超のもの
5 千万円 以下	3	87	113	46	-	-	-	-	-	-	-	-
5 千万円 超	2	182	445	423	187	42	18	12	3	-	1	1
1 億円 "	1	64	144	195	104	38	16	3	4	3	5	4
2 億円 "	1	10	32	60	34	16	3	-	2	2	-	2
3 億円 "	-	4	18	27	22	7	3	1	1	2	-	1
5 億円 "	-	-	6	7	4	3	3	1	-	-	-	-
7 億円 "	-	2	3	4	5	2	-	1	-	-	-	1
10 億円 "	-	1	-	2	3	4	1	-	-	-	-	-
20 億円 "	-	1	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-
30 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	7	351	761	766	360	112	45	18	10	7	6	9

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	111	727,777
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	294	5,579,608
	宅地（借地権を含む。）	2,050	55,073,768
	山林	286	629,802
	その他の土地	528	3,474,464
	計	2,110	65,485,419
家屋、構築物		1,983	18,297,979
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	146	695,610
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	36	232,035
	売掛金	51	312,252
	その他の財産	122	1,329,566
	計	223	2,569,463
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	349	13,237,215
	同上以外の株式及び出資	1,157	13,452,188
	公債及び社債	326	6,334,422
	投資・貸付信託受益証券	566	9,876,486
	計	1,542	42,900,311
現金、預貯金等		2,445	140,729,800
家庭用財産		1,231	642,413
その他の財産	生命保険金等	657	18,455,748
	退職手当金等	121	4,137,441
	立木	94	146,375
	その他	1,917	23,637,788
	計	2,033	46,377,353
合 計		2,452	317,002,736
相続時精算課税適用財産価額		186	6,251,868
債務等	債務	2,039	10,942,710
	葬式費用	2,334	4,550,474
	計	2,405	15,493,184
差引純資産価額		2,452	307,761,420
暦年課税分贈与財産価額		452	3,233,185
課税価 格		2,452	310,994,605

調査対象等：平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告による課税実績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。